

## 脳MRI検査に半額助成

健康保持と疾病予防のため、ぜひ受診を

市国保では、昨年度に引き続き保健事業の一環として、国民健康保険の被保険者を対象とする脳ドック（脳MRI検査）を実施します。

【定員】 200人

【実施期間】 6月～平成23年2月末日

【申込期間】 12月末日まで

【申込方法】

指定医療機関に直接、窓口または電話などでお申し込みください。

【料金】 検査費用の半額

※受診の際は、保険証を提示してください。

☎国保年金課給付係 ☎575-1198



指定医療機関

医療機関名	電話番号
北福島医療センター	☎ 024-551-0109
公立藤田病院	☎ 024-585-2121
大原総合病院附属大原健康クリニック	☎ 024-523-1120
あづま脳神経外科病院附属ぼらクリニック	☎ 024-574-2522

市政の動きをいち早くキャッチ！

## 不法投棄防止を強化

霊山地域監視委員を2人増員

不法投棄防止対策として廃棄物不法投棄監視員27人を委嘱し地域を巡視しています。また今年度から霊山地域担当の監視委員を2人増員しました。

不法投棄と思われる廃棄物を発見した場合は監視員や市役所、警察に通報してください。

☎環境防災課環境係 ☎575-1228

6月は不法投棄防止強調月間です



## 市民の発想を生かした提案を募集

公募提案型協働モデル事業募集説明会を開催

地域の多様な課題を解決するために、市民の発想を生かした提案を募集しています。提案団体は市と共に「公共サービス」の担い手となり、「協働」して課題解決に取り組みます。この事業に関する説明会を開催しますので、提案を希望する団体の方はお参加ください。

説明会では前年度の事例発表を行います。

【日時】 6月3日(金) 13時30分～15時

【場所】 市役所保原本庁舎1階大会議室

なお、対象となる事業の概要は市民協働課協働推進係にお問い合わせください。

☎市民協働課協働推進係 ☎575-1177



平成22年度採択事業の「ワークショップわが家流・読み聞かせのススメ」

## 伊達市臨時職員募集

勤務成績が良好な場合、3カ月雇用延長

【対象者】 平成23年3月に高校・短大・大学・専門学校などを卒業し就職をしていない市内在住の人。

【募集人員】 6人

【雇用期間】 7月1日(金)～12月28日(金)の6カ月

【勤務内容】 各種書類・資料作成、データ入力など

【勤務時間】 週5日(月)～(金)8時30分～17時15分

【勤務待遇】 日給6,600円、通勤手当あり、社会保険適用あり

【申込方法】 6月1日～10日の間に各総合支所に備え付けの所定の履歴書に必要事項を記入し商工観光課へ提出。

☎商工観光課商工労政係 ☎577-3175

## 水道相談を受け付けます

6月1日～7日は水道週間です

6月1日から7日まで、「蛇口からあふれるぼくらの夢・未来」をスローガンに、水道週間が実施されます。日常生活に欠かせない水道について、皆さんの理解と関心を深めるため、本市においてもこの期間を利用し、水道相談所を設置し、水道全般の相談に応じます。

【日時】 6月1日(金)～7日(木) (土・日を除く) 8時30分～17時15分

【場所】 梁川分庁舎1階

【相談内容】 料金、支払い、水質など

☎上下水道部総務課庶務係 ☎577-3283

### ◆不法投棄通報のポイント

◆「発見日時」「場所」「土地所有者」「廃棄物の種類」「廃棄物を運んでいる車のナンバー」「会社名」など分かる範囲で通報してください。

※現場写真の撮影や、投棄者に対する注意は大変危険です。絶対に行わないでください。

### ◆野焼きも禁止です！

◆廃棄物の屋外焼却（野焼き）は法律により禁止されています。また、家庭用の簡易な焼却炉での焼却もできません。ただし、以下のような廃棄物は、例外として生活環境に支障のない範囲で必要最低限の焼却が認められています。

①国などが施設管理を行うために発生した廃棄物（例：河川管理者が伐採した草木などの焼却）

②災害の予防・応急対策・復旧のために発生した廃棄物（例：凍霜害防止のための稲わら、木くずなどの焼却）

③風俗習慣上や宗教上の行事などで発生した廃棄物（例：地域行事の中で不要となった門松・しめ縄などの焼却）

④農林漁業を営むために発生した廃棄物（例：農林業者が行う稲わら、伐採した枝などの焼却）

⑤たき火や日常生活を営む上で発生した廃棄物（例：たき火、キャンプファイヤーを行う際の木くずの焼却など）

※これらの焼却を行う場合でも、場所や時間帯など近隣の生活環境に十分配慮して下さい。

伊達市廃棄物不法投棄監視員（敬称略）

担当地域	氏名	
伊達	半沢 勝美	鈴木 元男
梁川	秋葉 哲郎	斎藤喜代士
	古山 賢一	安藤 利夫
	秋葉 久	八巻 寛
保原	佐藤 勇一	佐藤 幸三
	大河内邦夫	佐藤 新治
	佐藤 金一	菅野 信治
霊山	安田 重夫	
	安田 正	菅野 房男
	岡崎 元次	斎藤 雅範
月舘	遠藤 善一	高橋 良雄
	高橋 壽郎	斎藤 則男
	関根 敏晴	千葉 忠孝
	斎藤 正義	長根 洋秋

廃棄物処理法では「みだりに廃棄物を捨ててはならない」とされており、法律に反して廃棄物を捨てることを「不法投棄」といいます。不法投棄を行ったものは5年以下の懲役または1千万円以下（法人は1億円以下）の罰金に処せられます。たとえ自分の土地でも廃棄物を埋めたり、大量に放置していると不法投棄となる場合があります。